

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 7 月 29 日
【発行者の名称】	株式会社シンコーホールディングス (Shinko Holdings Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 香太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台二丁目 3 番 5 号
【電話番号】	03-5797-7318
【事務連絡者氏名】	取締役 應矢 満弦
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社シンコーホールディングス http://www.shinko-hd.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第10期	第11期
決算年月	2025年4月	2026年4月	2024年10月	2025年10月
売上高 (千円)	2,648,557	2,799,576	4,772,917	5,595,570
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	73,799	△149,134	238,276	182,922
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	22,911	△139,759	101,789	71,477
中間包括利益又は包括利益 (千円)	22,911	△139,759	101,789	71,477
純資産額 (千円)	708,579	617,385	685,667	757,144
総資産額 (千円)	5,006,907	7,196,839	5,032,722	5,033,748
1株当たり純資産額 (円)	1,476.20	1,286.22	1,428.47	1,577.38
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
1株当たり中間（当期）純利益又は1株当たり中間純損失 (△) (円)	47.73	△291.17	212.06	148.91
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.2	8.6	13.6	15.0
自己資本利益率 (%)	3.3	—	16.0	9.9
株価収益率 (倍)	32.3	—	—	10.4
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	293,615	△155,955	723,478	44,539
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△33,317	192,118	△217,186	△181,139
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,551	879,912	△14,896	△62,189
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	1,992,099	2,452,638	1,735,352	1,536,563
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	105 〔6〕	130 〔4〕	101 〔6〕	106 〔2〕

- （注）
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
 - 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 株価収益率については、第10期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
また、第12期中は中間純損失のため、記載しておりません。
 - 自己資本利益率につきましては、第12期中は中間純損失のため、記載しておりません。
 - 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
 - 第10期の連結財務諸表、第11期の連結財務諸表及び第11期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による監査及び中間監査を受けております。
また、第12期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による期中レビューを受けております。
 - 当中間連結会計期間において、日産温調株式会社の全株式を取得し子会社化したため、同社を連結の範囲に

含めております。

なお、みなし取得日を令和8年3月31日としており、当中間連結会計期間においては貸借対照表のみを連結しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は、当中間連結会計期間において、日産温調株式会社の全株式を取得し子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
建築設備工事業	116〔3〕
全社（共通）	14〔1〕
合計	130〔4〕

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

(2) 発行者の状況

2026年4月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
14〔1〕	52.3	1年7か月	5,809

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社は建築設備工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米国の追加関税の影響などを受けて外需は一進一退となったものの、好調な賃上げを背景に、個人消費が持ち直し、設備投資も企業業績の改善に支えられ、堅調に推移するなど、内需を中心に緩やかな回復が続きました。一方で、中東地域における緊張の長期化により、原油価格が不安定となり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界においては、堅調な公共投資と民間企業の設備投資に支えられ、建設需要は安定的に推移しました。一方で、建設資材の価格高止まり、労務費の上昇及び労務需給の逼迫等の影響もあり、厳しい事業環境が続いております。

このような環境の下、当社グループは、「高い技術力と生産性、そして深い人間性」によって、どのような環境下においても、顧客に寄り添うことで信頼を得て、持続的に発展できる企業となり、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応えるべく、企業価値の向上に向け取り組んでおります。

具体的には、当社グループの強みである、配管・製缶等のニーズに合わせた自社製作力を活かした受注力の強化、的確な原価管理による適切な利益の確保、品質の向上、人的資源の補充と強化、業務改善・効率化などの施策を実施してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は、前中間連結会計期間に比べ151,018千円（5.7%）増の2,799,576千円、営業損失は134,444千円（前中間連結会計期間は営業利益83,521千円）、経常損失は149,134千円（前中間連結会計期間は経常利益73,799千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は139,759千円（前中間連結会計期間は親会社株主に帰属する中間純利益22,911千円）となりました。

営業損失など損失を計上することとなった主な要因は、M&A費用等の一時費用が発生したことによります。

なお、当社は、建築設備工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、916,074千円増の2,452,638千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動の結果、使用した資金は155,955千円（前中間連結会計期間に得られた資金は293,615千円）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失が149,134千円であったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により得られた資金は192,118千円（前中間連結会計期間に使用した資金は33,317千円）となりました。これは主に連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入が230,507千円、有形固定資産の取得による支出が30,117千円あったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は879,912千円（前中間連結会計期間に使用した資金は3,551千円）となりました。これは主に、長期借入による収入が1,000,000千円あったものの、長期借入金の返済による支出が116,088千円あったことなどによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産実績を定義することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
建築設備工事業	3,294,751	152.0	3,991,553	107.6
合計	3,294,751	152.0	3,991,553	107.6

（注） 金額は、販売価格によっております。

(3) 販売実績

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
建築設備工事業	2,799,576	105.7
合計	2,799,576	105.7

（注） 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)		当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
国立大学法人東京科学大学	—	—	421,265	15.0
杉並区	—	—	329,451	11.8

（注） 前中間連結会計期間の割合が10%未満の場合、記載を省略し、「—」表示しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または2026年1月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は、次のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

 - a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の理由がない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

重要性が乏しいため、記載は省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ1,303,443千円（42.0％）増の4,403,987千円となり、主な内訳は、現金及び預金1,050,528千円、完成工事未収入金140,572千円、契約資産89,963千円の増加であります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ859,647千円（44.5％）増の2,792,852千円となり、主な内訳は、のれん556,384千円、繰延税金資産97,123千円の増加であります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ2,163,091千円（43.0％）増の7,196,839千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ1,374,594千円（51.1％）増の4,065,413千円となり、主な内訳は、工事未払金1,021,698千円、短期借入金141,816千円、1年以内返済予定の長期借入金145,402千円の増加であります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ928,256千円（58.5％）増の2,514,040千円となり、主な内訳は、社債23,000千円、長期借入金739,336千円、役員退職慰労引当金46,123千円、退職給付に係る負債110,743千円の増加であります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ2,302,850千円（53.8％）増の6,579,454千円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ139,759千円（18.5％）減の617,385千円となり、主な内訳は、利益剰余金の減少139,759千円であります。

この結果、自己資本比率は8.6％（前連結会計年度末は15.0％）となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な変更はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
名新パイピング㈱	本社 (愛知県)	事務所	550,000	158,813	自己資金及び借入金	2025年10月	2027年4月	(注1)
シンコー・克明工業㈱	本店 (富山県)	駐車場造成	52,300	—	自己資金及び借入金	2026年4月	2026年7月	(注1)
㈱シンコー設備	本社 (富山県)	営業所	40,000	—	自己資金及び借入金	2026年7月	2026年10月	(注1)

(注) 1. 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

2. 当社グループは、建築設備工事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしておりません。

(2) 重要な設備の除却等

当社グループの重要な設備等の除却等の計画はありません。

(3) 重要な設備の売却等

前期末において計画中であった主要な設備の売却等について、当中間期に著しい変更はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間末 現在発行数 (2026年4月30日) (株)	公表日現在発行数 (2026年7月29日) (株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,900,000	1,420,000	480,000	480,000	TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,900,000	1,420,000	480,000	480,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年11月1日 ～ 2026年4月30日	—	480,000	—	24,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
吉田 香太郎 (注) 1・4	東京都杉並区	260,000	54.17
吉田 広美 (注) 3・4	富山県滑川市	80,000	16.67
應矢 満弦 (注) 2・4	富山県富山市	40,000	8.33
岩本 恭平	富山県富山市	30,000	6.25
松井 祐次 (注) 2・4	富山県滑川市	20,000	4.17
高木 純也 (注) 4	富山県富山市	20,000	4.17
梅本 功	富山県射水市	19,900	4.15
西野 俊介 (注) 2・4	東京都中野区	10,000	2.07
株式会社日本空調北陸	富山県富山市稲荷元町1丁目1-11	100	0.02
計	—	480,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の配偶者)

4. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 480,000	4,800	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	480,000	—	—
総株主の議決権	—	4,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2025年11月から2026年4月については、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間会計期間における役員の異動は、以下の通りであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役社長室長	本郷 英貴	2026年3月17日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名、女性一名（役員のうち女性の比率—%）

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間連結会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）の中間連結財務諸表について、OAG監査法人の期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,800,817	2,851,345
受取手形	※ 236,229	※ 229,363
完成工事未収入金	449,631	590,204
契約資産	558,660	648,623
未成工事支出金	3,663	16,423
原材料及び貯蔵品	15,127	20,273
未収還付法人税等	9,783	—
その他	26,630	47,753
流動資産合計	3,100,543	4,403,987
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	579,960	565,426
機械装置及び運搬具（純額）	45,207	39,896
工具、器具及び備品（純額）	16,831	20,715
土地	690,158	690,158
リース資産	16,652	29,472
建設仮勘定	5,139	25,100
有形固定資産合計	1,353,950	1,370,770
無形固定資産		
のれん	498,897	1,055,282
ソフトウェア	1,697	5,287
その他	1,891	2,336
無形固定資産合計	502,485	1,062,905
投資その他の資産		
関係会社株式	5,000	5,000
出資金	1,795	9,715
繰延税金資産	19,569	116,692
その他	50,404	227,768
投資その他の資産合計	76,768	359,176
固定資産合計	1,933,204	2,792,852
資産合計	5,033,748	7,196,839

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	793,650	1,815,348
支払手形	—	55,950
短期借入金	1,124,247	1,266,064
1年内返済予定の長期借入金	183,984	329,386
リース債務	1,300	9,661
未払金	63,362	74,697
未成工事受入金	304,852	257,249
未払法人税等	46,600	5,134
未払消費税等	46,854	33,826
契約負債	63,916	133,869
賞与引当金	15,867	21,337
完成工事補償引当金	3,012	1,178
その他	43,170	61,709
流動負債合計	2,690,819	4,065,413
固定負債		
社債	—	23,000
長期借入金	1,443,052	2,182,388
リース債務	18,148	23,680
繰延税金負債	6,061	3,004
役員退職慰労引当金	76,533	122,657
退職給付に係る負債	32,365	143,109
資産除去債務	9,622	13,691
その他	—	2,508
固定負債合計	1,585,784	2,514,040
負債合計	4,276,603	6,579,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,000	24,000
利益剰余金	733,144	593,385
株主資本合計	757,144	617,385
純資産合計	757,144	617,385
負債純資産合計	5,033,748	7,196,839

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30 日)
売上高	2,648,557	2,799,576
売上原価	2,174,486	2,370,890
売上総利益	474,070	428,686
販売費及び一般管理費	※ 390,549	※ 563,130
営業利益又は営業損失 (△)	83,521	△134,444
営業外収益		
受取利息	949	1,687
補助金収入	—	4,697
その他	1,973	1,571
営業外収益合計	2,923	7,956
営業外費用		
支払利息	11,791	21,013
その他	854	1,632
営業外費用合計	12,645	22,646
経常利益又は経常損失 (△)	73,799	△149,134
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	73,799	△149,134
法人税、住民税及び事業税	45,013	△1,062
法人税等調整額	5,874	△8,312
法人税等合計	50,887	△9,374
中間純利益又は中間純損失 (△)	22,911	△139,759
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	22,911	△139,759

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	22,911	△139,759
中間包括利益又は中間包括損失 (△) (内訳)	22,911	△139,759
親会社株主に係る中間包括利益又は親会社株主に係 る中間包括損失	22,911	△139,759

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	73,799	△149,134
減価償却費	32,848	32,453
のれん償却額	29,371	29,371
賞与引当金の増減額(△は減少)	4,450	△949
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,448	2,316
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	2,431	16,588
受取利息及び受取配当金	△950	△1,687
支払利息	11,791	21,013
補助金収入	—	△4,697
完成工事未収入金の増減額(△は増加)	125,890	20,428
契約資産の増減額(△は増加)	△7,763	△30,319
受取手形の増減額(△は増加)	△4,024	6,866
契約負債の増減額(△は減少)	64,393	69,952
工事未払金の増減額(△は減少)	78,827	△25,743
未成工事受入金の増減額(△は減少)	△43,892	△47,602
その他	25,401	△49,590
小計	394,025	△110,734
利息及び配当金の受取額	949	1,666
利息の支払額	△11,739	△20,936
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△89,619	△30,649
補助金の受取額	—	4,697
営業活動によるキャッシュ・フロー	293,615	△155,955
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△28,737	△30,117
無形固定資産の取得による支出	△650	△5,053
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	230,507
その他	△3,930	△3,217
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,317	192,118
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	94,312	—
長期借入による収入	—	1,000,000
長期借入金の返済による支出	△95,552	△116,088
リース債務の返済による支出	△2,311	△3,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,551	879,912
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	256,747	916,074
現金及び現金同等物の期首残高	1,735,352	1,536,563
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,992,099	※ 2,452,638

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当社は、当中間連結会計期間において、日産温調株式会社の全株式を取得し子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
受取手形裏書譲渡高	19,011千円	15,387千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
役員報酬	63,480千円	58,160千円
給料手当	52,881	66,603
のれん償却額	29,371	29,371
減価償却費	18,907	19,770
支払手数料	55,072	183,833
賞与引当金繰入額	841	△2,002
役員退職引当金繰入額	2,431	17,109
退職給付費用	△1,441	2,726

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
現金及び預金勘定	2,062,106千円	2,851,345千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△70,006	△282,643
負の現金同等物としての当座借越	—	△116,064
現金及び現金同等物	1,992,099	2,452,638

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは建築設備工事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称およびその事業の内容
被取得企業の名称 日産温調株式会社
事業の内容 管工事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、日産温調株式会社と同業ですが、営業エリアの重複がなく、業績拡大に直結することや、資材の共同購入によりコスト削減等のシナジー効果が期待されることから、当社グループ全体の発展に貢献すると考えております。

③ 企業結合日

株式取得日 2026年2月18日

みなし取得日 2026年3月31日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後の企業名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

みなし取得日を2026年3月31日としているため、当中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結しており、当連結会計期間に係る中間連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

また、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,121,040	千円
取得原価		1,121,040	千円

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等	113,083	千円
-------------------	---------	----

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれんの金額

585,756千円

② 発生原因

主として日産温調株式会社の今後の事業展開において期待される超過収益力であります。

③ 償却方法および償却期間

15年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	1,806,225	千円
固定資産	294,214	千円
資産合計	2,100,439	千円
流動負債	1,382,017	千円
固定負債	183,139	千円
負債合計	1,565,156	千円

7. 企業結合が当中間連結会計期間開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

当中間連結会計期間における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、建築設備工事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため注記の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間 純損失(△)(円)	47.73	△291.17
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親 会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	22,911	△139,759
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中 間純利益又は普通株式に係る親会社株主 に帰属する中間純損失(△)(千円)	22,911	△139,759
普通株式の期中平均株式数(株)	480,000	480,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 7 月27日

株式会社シンコーホールディングス
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今井 基喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 荘治

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンコーホールディングスの2025年11月1日から2026年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンコーホールディングス及び連結子会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。